

業 務 概 要

1 業務名

令和8年度市民参加による水素エネルギー普及啓発事業企画検討業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、2050年「ゼロカーボンシティ」の実現を目指した取組のひとつとして、エネルギーとしての水素の活用を目指しており、市内における水素エネルギー普及に向けて、令和7年3月に札幌市水素エネルギー基本方針を策定し取組を進めている。

水素エネルギーが市内に普及していくためには、市民が水素エネルギーの有用性を体験するとともに、水素エネルギーを使うまちの将来像がイメージできることが重要であり、水素エネルギー利用がまちの魅力のひとつと認識されることによりさらなる水素エネルギーの普及につながるものと考えられる。

令和7年度は、「水素エネルギーPRアイデア会議」として市民参加型ワークショップを開催し、効果的な発信手法アイデアの検討を実施した。

本業務は、令和7年度事業の成果を踏まえ、さらなる水素エネルギーに関する「学び」と「発信」の2つの視点から検討の方向性を整理したうえで、市民及び事業者の意見等を集約し、水素エネルギーに関する効果的な普及啓発手法の具体化・実現に向けた検討を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 事業推進のための企画

市民等の参加によるPRアイデアに係るプロジェクトの具体化・実現に向けた手順、全体スケジュールを整理すること。

(2) 市民及び事業者参加によるプロジェクト検討

学生を含む市民や民間事業者等の参加により行う、普及啓発手法の具体化に向け、ワークショップ等の企画、開催、運営等を行うこと。

なお、ワークショップ等の開催にあたって必要な経費（参加者募集、保険加入、会場の確保・設営、運営に係るファシリテーター等の手配、実施内容記録等）については、すべて受託者が負担すること。

(3) プロジェクトの実施

(2)による検討結果を踏まえた、プロジェクトを市民や民間事業者参加のもと実施すること。

なお、プロジェクト実施に係る費用は提案金額に含むものとする。

(4) 次年度以降の取組方向性の整理

本業務の成果を踏まえ、課題の抽出や次年度以降の取組方向性の整理を行うとともに、次年度の水素エネルギー普及に向けた事業実施内容を検討すること。

(5) 業務報告書の作成

業務成果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

5 業務履行に係る特記事項

(1) 業務履行にあたっては、公立大学法人札幌市立大学との受託研究による連携を想定しているため、連携にあたっては受託者も委託者とともに大学との調整を実施す

ること。

- (2) 業務履行にあたっては、札幌市の公用車等、水素を身近に感じられるものを積極的に活用すること。なお、活用にあたって係る必要な経費の負担については、委託者との協議によるものとする。

6 提出書類

名称	内容等	部数	提出期限
業務完了届	札幌市様式によること。	1	業務終了後
業務報告書	委託者が認める形式（Word、Excel、PowerPoint、PDF）によること。内容については提出前に委託者に確認し、電子データで一式を提出すること。	1	業務終了後

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量およびリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化につとめること。
- (3) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識および技能を備えていること。
- (4) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書および委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (5) 本業務に関して生じる問題点および疑義等は、委託者および受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (6) 承諾および協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (7) 本業務の成果である著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (8) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とす

る。

- (9) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うとともに、業務実施にあたっては、札幌市の個人情報取り扱い基準に準拠し、必要な対応を行うこと。
- (10) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

9 業務担当者

札幌市まちづくり政策局政策企画部水素事業担当部水素事業担当課水素利活用担当係
窪野、奥山

TEL：011-211-2424 FAX：011-218-5109

電子メール：suiso@city.sapporo.jp